

福岡県公報

平成29年7月28日
第3913号

目次

告示 (第504号 - 第518号)

- 青少年に有害な図書類の指定 (青少年育成課) …………… 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 2
- 福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更 (会計管理局会計課) …………… 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 3
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 3
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) …………… 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 5
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 5
- 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除 (環境保全課) …………… 5

公 告

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表 (廃棄物対策課) …………… 5
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 6

- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) …………… 6
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) …………… 6
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 7
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 7
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 7
- 県営土地改良事業計画の決定 (農村森林整備課) …………… 7
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) …………… 7
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) …………… 8
- 土地改良区の役員の退任 (農村森林整備課) …………… 8

内水面漁場管理委員会

- 区画漁業の漁場計画に係る公聴会の開催 (漁業管理課) …………… 8

告 示

福岡県告示第504号

福岡県青少年健全育成条例（平成7年福岡県条例第46号）第16条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成29年7月28日

福岡県知事 小川 洋

種類		題 名	図書番号等	発行所	指定理由
図書	1	実話時代8月号	雑誌15183-08	三和出版株式会社	青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。

福岡県告示第505号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年7月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年7月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	上高橋善導寺線 停車場	久留米市北野町乙丸1先から 久留米市北野町乙丸3番5先まで

福岡県告示第506号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年7月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
北九州	県道	東郷線 停車場	前	宗像市田熊四丁目790番29先から 宗像市田熊四丁目1143番3先まで	7.8 ～ 13.3	428.0
			後	宗像市田熊四丁目790番40先から 宗像市田熊四丁目1143番3先まで	7.8 ～ 13.3	

福岡県告示第507号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年7月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

平成29年7月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
北九州	東郷線 停車場	宗像市田熊四丁目790番40先から 宗像市田熊四丁目1143番3先まで

福岡県告示第508号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成29年7月28日

福岡県知事 小川 洋

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	170	福岡市中央区天神一丁目3番33号 中央警察署内 福岡中央交通安全協会 会長 清水信彦	福岡市中央区天神一丁目3番33号 中央警察署内	平成29年7月7日
旧		福岡市中央区天神一丁目3番33号 中央警察署内 福岡中央交通安全協会 会長 庄山和利		

福岡県告示第509号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年7月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年7月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	386号	朝倉郡筑前町久光1202番1先から 朝倉郡筑前町久光1259番1先まで

福岡県告示第510号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年7月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉	県道	筑紫野三輪線	前	朝倉郡筑前町吹田2256番1先から 朝倉郡筑前町砥上1301番4先まで	20.0 ～ 76.0	140.0
			後	朝倉郡筑前町吹田2256番1先から 朝倉郡筑前町砥上1301番4先まで	14.5 ～ 75.0	140.0

福岡県告示第511号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年7月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
北九州	県道	野間恵線	前	遠賀郡岡垣町大字高倉1286番先から 遠賀郡岡垣町大字高倉2192番1先まで	10.0 ～ 14.0	910.0
			後	遠賀郡岡垣町大字高倉1286番先から 遠賀郡岡垣町大字高倉2190番19先まで	8.1 ～ 18.7	913.0

福岡県告示第512号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年7月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年7月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
北九州	野間恵線	遠賀郡岡垣町大字高倉1286番先から 遠賀郡岡垣町大字高倉1352番先まで
北九州	野間恵線	遠賀郡岡垣町大字高倉2035番5先から 遠賀郡岡垣町大字高倉2190番19先まで

福岡県告示第513号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年7月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
田川	一般国道	322号	前	田川郡香春町大字採銅所 1253番6先から 田川郡香春町大字採銅所 3255番1先まで	8.2 ～ 18.0	170.0
			後	田川郡香春町大字採銅所 1253番6先から 田川郡香春町大字採銅所 3255番1先まで	8.2 ～ 18.0	170.0
			後	田川郡香春町大字採銅所 1253番6先から 田川郡香春町大字採銅所 3255番1先まで	10.3 ～ 17.3	179.5

福岡県告示第514号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年7月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 区域の名称 鶴田
- 2 区域の所在地 宮若市鶴田字尾勝、鞍手郡小竹町大字赤地字元橋
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から26号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と26号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地 番	標柱番号
宮若市鶴田字尾勝	33番	1号及び2号
	30番	3号
	29番1	23号及び24号

	29番4	25号
	37番	26号
鞍手郡小竹町大字赤地字元橋	2032番1	4号及び5号
	2031番	6号及び7号
	2030番1	8号及び9号
	2028番1	10号及び19号
	1970番6	11号から13号まで
	2023番3	14号
	2022番1	15号
	2023番1	16号及び17号
	1970番2	18号
	2033番3	20号
	2033番1	21号
2035番1	22号	

福岡県告示第515号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年7月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福岡	県道	福岡 早良線 大野城	前	糸島市高祖600番1先から 糸島市末永698番1先まで	7.9 ～ 20.0	989.2
			後	糸島市高祖600番1先から 糸島市末永698番1先まで	9.4 ～ 20.0	989.2

福岡県告示第516号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成29年7月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	県道	久留米 柳 川 線	前	柳川市金納542番3先から 柳川市矢加部682番先まで	7.4 ～ 32.0	1,292.3
			後	柳川市金納542番3先から 柳川市矢加部682番先まで	8.5 ～ 41.5	1,292.3

福岡県告示第517号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成29年7月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	県道	柳 川 筑 後 線	前	柳川市矢加部694番1先から 柳川市矢加部670番1先まで	8.5 ～ 47.5	86.0

		後	柳川市矢加部694番1先から 柳川市矢加部670番1先まで	8.5 ～ 52.1	86.0
--	--	---	----------------------------------	------------------	------

福岡県告示第518号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により指定した形質変更時要届出区域について、汚染の除去等の措置により指定の事由がなくなったため、同条第2項の規定により、当該形質変更時要届出区域の一部について次のとおり指定を解除する。

平成29年7月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域
豊前市大字八屋2544番60及び2544番61の各一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
六価クロム化合物
- 3 規則第58条第4項第9号から第11号までの該当性
規則第58条第4項第11号（埋立地管理区域）に該当
- 4 指定を解除する形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
規則別表第5の1の項の下欄に規定する土壤汚染の除去

公 告

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成29年7月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 処分を受けた事業者
- (1) 名称
株式会社金子組
- (2) 所在地
古賀市久保1341番地45
- (3) 代表者
代表取締役 金子 順子

2 行政処分の内容
産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日
平成29年6月28日

4 処分の理由
事業者の役員が法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ハに該当する者に該当したことにより、事業者が法第14条第5項第2号ニの規定に該当するに至った。このことは、法第14条の3の2第1項第4号の規定に該当する。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成29年7月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 届出年月日
平成29年7月12日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名称 ケーズデンキ春日店

(2) 所在地 春日市下白水205番1の一部 外

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社九州ケーズデンキ 代表取締役 加藤 修一 茨城県水戸市柳町一丁目13番20号	株式会社九州ケーズデンキ 代表取締役 坂下 陽一 茨城県水戸市柳町一丁目13番20号

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社九州ケーズデンキ 代表取締役 加藤 修一 茨城県水戸市柳町一丁目13番20号	株式会社九州ケーズデンキ 代表取締役 坂下 陽一 茨城県水戸市柳町一丁目13番20号

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により久留米市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成29年7月28日

福岡県知事 小川 洋

久留米小郡都市計画道路の変更（平成29年7月11日久留米市告示第448号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により久留米市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成29年7月28日

福岡県知事 小川 洋

久留米小郡都市計画用途地域の変更（平成29年7月11日久留米市告示第447号）

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年7月28日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡久山町大字久原字堀田1898番1、1915番1、1915番2、1915番4、1915番5、1930番4、1930番21の一部及び1930番22
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
糟屋郡久山町大字久原1882番地5
株式会社有田商店
代表取締役 有田 行彦

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年7月28日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
筑後市大字長浜字五反田737番1、737番3から737番16まで及び757番1から757番3まで並びにこれらの区域内の水路である市有地の一部
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
八女郡広川町大字新代1389番地の585
フジホーム株式会社
代表取締役 大藤 秀夫

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定によ

り、古賀市玄望園土地区画整理準備組合代表者から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成29年7月28日

福岡県知事 小川 洋

- 測量の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
古賀市筵内湯釜、字田倉、字辰の元及び字且ノ原の一部の区域	平成29年7月7日から 平成30年3月31日まで

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成29年7月28日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営谷の上地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	平成29年7月28日から 平成29年8月28日まで	宮若市役所

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の設定の変更に認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成29年7月28日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
--------	-------

東八田土地改良区	平成29年7月19日
----------	------------

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成29年7月28日

福岡県知事 小 川 洋

土地改良区名	認可年月日
城島町土地改良区	平成29年7月18日

公告

上秋月土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成29年7月28日

福岡県知事 小 川 洋

退任理事

氏 名	住 所
内 田 隆 二	朝倉市上秋月803番地

内水面漁場管理委員会

公告

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第4項の規定に基づき、区画漁業の漁場計画に係る利害関係者の意見を聴取するため、次のとおり公聴会を開催することを公示する。

平成29年7月28日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 原 口 勝 良

1 開催日時

平成29年8月10日（木）14時00分から

2 開催場所

福岡市博多区東公園7-7 福岡県庁北棟4階 漁業調整委員会室

3 案件

内水面における区画漁業の漁場計画について

4 利害関係者の範囲

- (1) 漁業権者
- (2) 漁業協同組合関係者
- (3) 新規希望者
- (4) その他の利害関係者